

## 令和2年度 第5回教育委員会 議事録

### 会議次第

- 日 時：令和2年8月4日（火）午後3時
- 場 所：東彼杵町総合会館 教育センター（小会議室）
- 出席者：（教育委員）岩崎道明（教育委員）山口直登  
（教育委員）長下亜希（教育委員）橋本茂子  
（教育長）粒崎秀人（教育次長）岡木徳人（総務係長）遠岳祐二
- 議事録署名委員の指名 岩崎道明 委員
- 教育長挨拶
- 議題
  - （1）議案第16号東彼杵町教育委員会会議規則の一部を改正する規則  
議案第17号教育委員会職員の分限処分について
  - （2）協議事項
    - ①新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインの改訂について
    - ②歴史民俗資料館収蔵品の処分について
  - （3）報告事項
    - ①7月行政報告及び8月行事予定について
    - ②新型コロナウイルス感染防止対策に係る地方創世臨時交付金事業について
    - ③町議会産業建設文教常任委員会閉会中の所管事務調査について
  - （4）その他
    - ・臨時教育委員会について
    - ・次回定例教育委員会の日程について
    - ・町立学校におけるハラスメントの防止等に関する要綱（案）について
    - ・各学校の長崎っ子の心を見つめる教育週間実施計画について

会議記録（報告及び質問又は協議の要旨）

開会 15時

議事録署名

議事録署名を岩崎委員にお願いします。

教育長挨拶

夏休みを短縮して実施している授業の様子や郡中体連の結果、部活動の対外試合の自粛などを報告する。

議題

(1) 議案第16号東彼杵町教育委員会会議規則の一部を改正する規則

教育長

これから、議案の審議を行います。

議案第16号東彼杵町教育委員会会議規則の一部を改正する規則を議題とし、審議を行います。

本案について事務局から提案理由の説明をお願いします。

教育次長

前回の教育委員会で協議しましたとおり、東彼杵町教育委員会の会議記録を公表するにあたり規則の一部を改正する必要があるため本案を提出するものです。

(新旧対照表他資料により説明)

以上で説明を終わります。

教育長

補足しますが、前回資料としてお配りした他町の会議規則を比較したものがありますが、本町の会議規則に欠けているものとかを取り入れたりしています。

その資料を見られながら参考にしてください。

それでは、これから質疑を行います。質疑がある方はお願いいたします。

教育委員

第13条の「教育長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しない」とありますが、出席者とは事務局職員も含めるのですか。

教育次長

事務局職員は含みません。教育長と教育委員です。

教育長

他に質疑はありませんか。

質疑が無いようですので、質疑なしと認めてよろしいでしょうか。

教育委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第16号東彼杵町教育委員会会議規則の一部を改正する規則の承

認を求めます。

お諮りします。

ご意見ございませんでしょうか。

教育委員一同

はい。

教育長

それでは、ただ今の審議のとおり承認することに異議ありませんか。

教育委員一同

はい。

教育長

異議無しと認めます。従いまして議案第16号東彼杵町教育委員会会議規則の一部を改正する規則は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第17号教育委員会職員の分限処分についてを議題とし審議を行います。本案について事務局から提案理由の説明をお願いします。

教育次長

心身の故障により勤務に従事することができない職員に対して、休職を命ずる必要があるため承認をお願いするものです。

(これ以降の説明、質疑及び審議の要旨については人事案件につき非公開とする。)

教育長

それでは、ただ今の審議のとおり承認することに異議ありませんか。

教育委員一同

はい。

教育長

異議無しと認めます。従いまして議案第17号教育委員会職員の分限処分については審議のとおり承認することに決定いたします。

以上で議案の審議を終わります。

## (2) 協議事項

### ①新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインの改訂について

教育次長

配布資料により改正内容について説明を行う。

教育長

4月にガイドラインを策定した経緯から説明します。

感染が拡大して3月から臨時休校し4月から学校を再開したわけですが、コロナウイルスへの感染の不安などがあり、自主的に学校を休ませたり、発熱や風邪の症状などの時には欠席とするのか出席停止なのかなど様々な問い合わせがありました。

それに対して一つ一つ対応していくわけですが、対応がまちまちにならないようにガイドラインを策定し、これに沿って対応してきた訳ですが、このガイドラインでいくと児童生徒に感染者が確認されれば、即全ての小中学校が臨時休校となるのですが、本当にそれで良いのかを校長会などで協議を重ね、ガイドラインを見直すことといたしました。

配付しています資料の「Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン（令和2年4月7日改訂版）」にアンダーラインを引いていますが、臨時休業の必要性について都道府県等の衛生主管部局、保健所ですけど、十分相談のうえ実施の有無、規模、期間を判断するようになっており、学校医とも良く連携することとなっています。

また、その下の段に感染の事実や感染者の人数のみで臨時休業を判断するのではなく、校内に既に感染が拡大している可能性や今後拡大する可能性について個別の事情を見ながら臨時休業すべきか否かを判断するとなっています。

それで、保健所とも相談して指導を受けながら判断していく必要があります、いきなり休校ということでは適正ではないとの判断に至りました。

このような経過で今回のガイドラインを改正するに至りました。

他県でも児童生徒が感染したところもありましたが、学年閉鎖や当該学校のみを休校としており、一律ではない状況の様です。

それから、臨時休業した場合でも5日間とか1週間とかいろいろでありましたので、14日間と限定することなく原則としてを加えました。

現行のガイドラインを制定するときに教育委員会に諮っていますので、改訂についても承認をお願いするものです。

質問や意見がございましたらお願いします。

教育委員

柔軟に対応していくということで見直しは必要と思います。

例えば長崎県が緊急事態宣言を出して、何らかの指示等が出されればそれには対応していくことになるのでしょうか。

教育長

県知事から要請があれば、それに対応していくことになります。

教育次長

他に質問や意見はありませんか。

無いようですので、ガイドラインの改訂について承認頂けますか。

教育委員一同

はい。

②歴史民俗資料館収蔵品の処分について

教育次長

歴史民俗資料館については、本町に関係する歴史的、民俗的に貴重な資料につい

て後世に残し伝えていけるように適正に保存、展示を行っていますが、現在収蔵庫が満杯であり新たな資料等の保存ができない状況でありますので、収蔵品について点検、精査を行いました。

その中で、同様の物が複数存在している場合などが確認されましたので、それらを一覧にまとめ、処分について文化財審議会に諮り、ご意見を頂いています。

詳しい内容について担当係長から資料に沿って説明いたします。

担当係長

歴史民俗資料館の資料につきましては常時展示している物以外は収蔵庫に保管しています。

収蔵品を収集する基準は次長の説明のとおりですが、現在収蔵庫がいっぱいの状況です。そこで、学芸員も含め収蔵品の確認、精査を行い処分品を取りまとめました。

なお、類似品や同じ物が複数ある場合は1～2点を残して処分することにしました。

また、収蔵品の処分について本町の文化財審議会を開催し、審議していただいた結果、処分について妥当であるとの意見を頂いています。

(収蔵品処分一覧表により内容を説明する)

教育次長

説明は以上です。質問、ご意見はありませんか。

教育委員

処分の方法はどのようにするのですか。

担当係長

処分については、文化財審議会で見解が出ていますように、原形をどめない形で処分するように考えています。

教育次長

他にご意見が無ければ、一覧表にある収蔵品の処分については承認していただくことでよろしいでしょうか。

教育委員一同

はい。

### (3) 報告事項

#### ① 7月行政報告及び8月行事予定について

(教育次長がそれぞれの資料により報告を行う。)

質疑なし

#### ② 新型コロナウイルス感染防止対策に係る地方創世臨時交付金事業について

(教育次長が資料により報告を行う。)

教育委員

オゾン処理方式空気清浄機の設置とありますが、コロナウィルスへの効果はあるのですか。

教育長

効果はあるようですが、濃度が関係しており、濃度が濃い場合は人への影響がありますので、人がいないときに滅菌を行うようなことになると思います。

救急車もこれを使って滅菌をしているようです。

担当係長

オゾンガスで燻蒸を行う方式です。メーカーの資料では大学の研究機関と提携して効果が認証されているようです。高濃度で滅菌後、空気清浄機のみでの稼働も可能です。

③町議会産業建設文教常任委員会閉会中の所管事務調査について  
(教育長が口頭にて常任委員会との意見交換の内容を報告する。)

4 その他

・臨時教育委員会について

(8月25日 火曜日 午前8時45分開会を決定する。)

・次回定例教育委員会について

(9月7日 月曜日 午後3時開会を決定する。)

・「町立学校におけるハラスメントの防止等に関する要綱(案)」を配付し、次回定例教育委員会での審議をお願いする。

・各学校の長崎っ子の心を見つめる教育週間実施計画書を配付し、教育週間内の学校訪問については後日通知することとする。

17時18分 閉会

議事録署名

令和2年 8 月 25 日

教育委員 岩崎道明 

教育長 粒崎秀人 